

門真市第4期障がい福祉計画

(平成27年度～29年度)

概要版



「門真市第4期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」であり、策定にあたり国や大阪府の定める基本指針を踏まえています。

障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等について、必要なサービス見込量とその確保方策に関して定めています。

また、障がいのある子どもに関する障がい児通所支援、相談支援等のサービスは、平成24年4月から「児童福祉法」に根拠規定が一本化され、体系も再編されました。

計画の策定にあたって

■計画策定の目的

- 本市では、平成18年3月に地域の実情に応じた数値目標、障がい福祉サービス等の見込量を設定した「門真市障害福祉計画」を、平成21年3月には第1期計画の実績を踏まえ、「門真市第2期障がい福祉計画」を、平成24年3月には障害者自立支援法の改正等を踏まえ、「門真市第3期障がい福祉計画」を策定しました。
- 今回策定の「門真市第4期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度までの3ヶ年計画として策定したものです。

※「門真市障害福祉計画」では、「障害」の「害」を漢字にしていたので、計画名は漢字表記としています。

■「障害者総合支援法」とは

- 正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といい、それまで障がい福祉計画の法的根拠となっていた「障害者自立支援法」に代わるもので、平成24年6月に公布され、平成25年4月に施行されました。
- 基本理念では、障害者基本法の基本原則である“共生社会の実現”のために、“社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去”が明記されました。
- 地域生活支援事業の追加は、「理解促進研修・啓発事業」をはじめ、「自発的活動支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」、「手話奉仕員養成研修事業」となっています。
- これまでの「障がい程度区分」から、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障がい支援区分」に改められました。
- 障がいのある人に対する支援として、重度訪問介護の対象拡大や共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）へ一元化、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加等があります。

■計画の対象

- 「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。
- 「高次脳機能障がいのある人」や「難病に起因する、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」等も含まれます。

計画の理念と基本的な視点

■計画の理念

共生社会の実現に向けて、すべての障がいのある人等が可能な限り身近な場所において、必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けることにより、社会参加の機会が確保され、どこで誰と生活するかについて選択ができるように、地域において、社会生活を営む上で障壁となるものを取り除くことをめざします。

■第3次障がい者計画の将来像

**一人ひとりの自立を支え合い、
共に生きるまち門真**

■基本的な視点

① 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重しながら意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の整備を進めます。

② 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい者手帳の所持者に限らず、発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人、難病患者及び障がいのある子どもが、身近な地域で障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスを受けることができるよう、市が実施主体となり、サービスの充実に努めます。

③ 地域生活への移行の推進と就労支援の強化

地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援に関する課題に対応し、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用します。

計画の推進

平成29年度の成果目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

○施設入所者の地域生活への移行について、大阪府の基本的な考え方やこれまでの実績等を踏まえ、平成25年度末時点の施設入所者89人のうち13人と設定しました。これは、平成25年度末時点の施設入所者の14.6%となります。

○施設入所者の削減数については、大阪府の基本的な考え方を踏まえ、地域移行者や新たに施設入所が見込まれる人数等を勘案しながら、平成29年度末までに削減する施設入所者数の成果目標を6人と設定しました。

項目	数値	考え方
平成25年度末時点の入所者数 (A)	89人	平成25年度末時点の施設入所者数
【目標値】 平成29年度末の地域生活移行者数 (B)	13人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
	14.6%	移行割合 (B/A)
【目標値】 平成29年度末の削減見込数 (C)	6人	施設入所者の削減見込数
	6.7%	削減割合 (C/A)

(2) 入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行

○国基準及び大阪府基準を踏まえて設定しました。

項目	数値	考え方
【目標値】 入院後3ヶ月時点の退院率	64%	平成29年6月に入院した患者の入院後3ヶ月時点の退院率を64%以上とする。
【目標値】 入院後1年時点の退院率	91%	平成29年6月に入院した患者の入院後1年時点の退院率を91%以上とする。
【目標値】 在院期間1年以上の長期在院者数	18%	平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減する。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

○国基準及び大阪府の基本的な考え方を踏まえて設定しました。

項目	数値	考え方
障がいのある人の地域生活支援拠点の整備	門真市で1箇所	障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点を平成29年度末までに障がい者地域協議会等の検討の場を活用して、どのようなニーズに対応するかなどについて検討し、整備する。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

- 福祉施設から一般就労への移行者数については、平成24年度の実績が15人であることから、目標値を1.5倍の22人に設定します。
- 就労移行支援事業の利用者数については、平成25年度末の利用者数が39人であることから、目標値を6割以上の増加とし、63人に設定します。
- 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加については、平成25年度末の就労移行率が3割以上の事業所が1事業所であることから、計画期間中に事業所が増加した場合には、その事業所数も加味した上で5割以上となるよう目標を設定します。

項目	数値	考え方
【基準値】 福祉施設から一般就労への移行者数 (A)	15人	平成24年度において、福祉施設から一般就労に移行した者の数
【基準値】 就労移行支援事業の利用者数 (B)	39人	平成25年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【基準値】 就労移行支援事業所数 (C)	1事業所	平成25年度末時点の就労移行支援事業所数
【目標値】 目標年度（平成29年度）の一般就労移行者数 (D)	22人	平成29年度において、福祉施設から一般就労に移行する者の数
	1.5倍	(D/A)
【目標値】 目標年度（平成29年度）の就労移行支援事業利用者数 (E)	63人	平成29年度における就労移行支援事業利用者数
	1.61倍	(E/B)
【目標値】 目標年度（平成29年度）の就労移行率3割以上の事業所 (F)	5割以上	(F/平成29年度の就労移行支援事業所数)

(5) 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

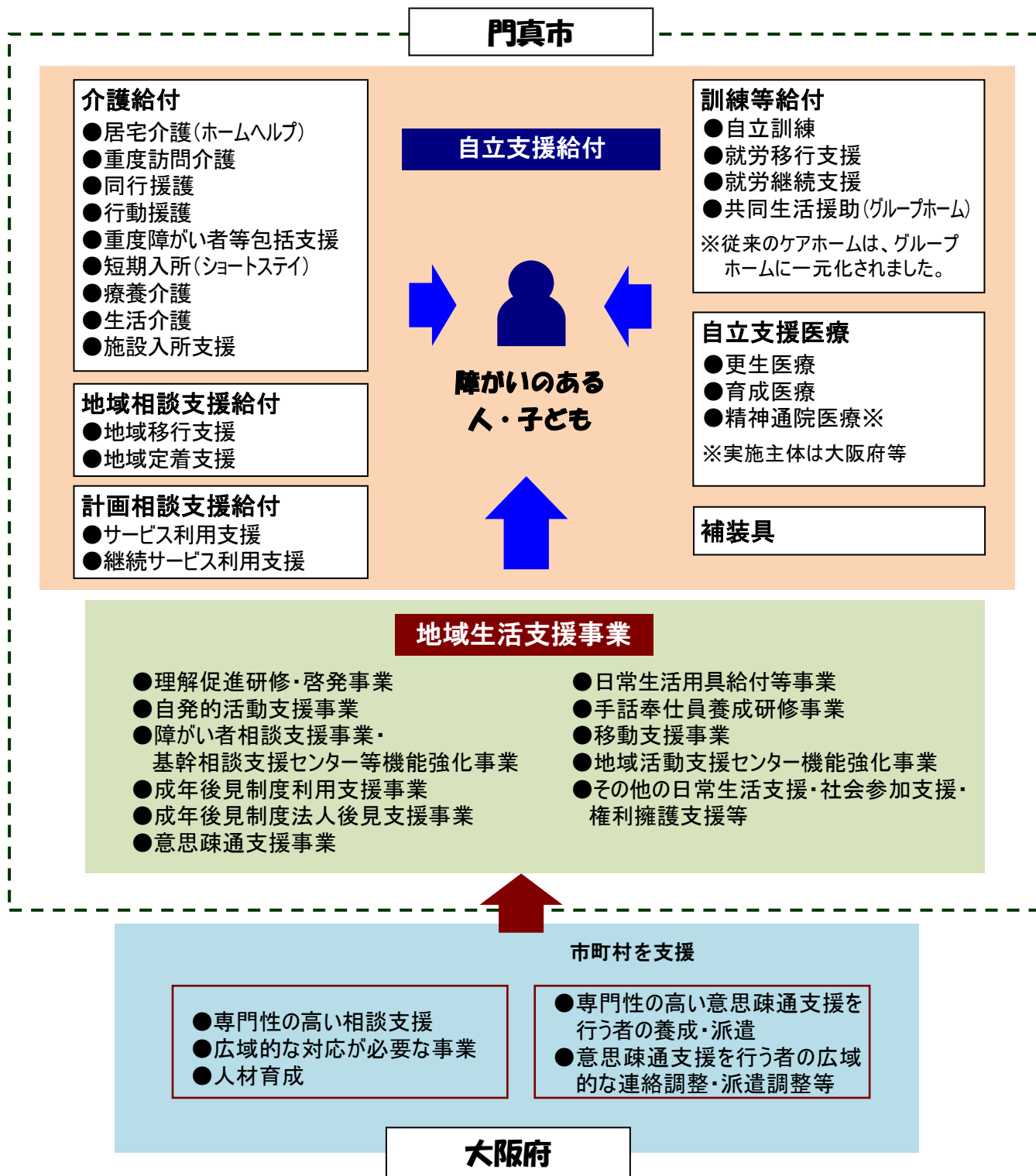
- 就労継続支援（B型）事業所の工賃については、平成25年度の平均額が6,118円であることから、目標値を34.2%増の8,211円に設定します。
- なお、平成20年度から平成22年度の工賃の平均額が5,190円で、平成26年度の目標をおよそ30%増の6,800円と設定していました。平成25年度の平均額は、平成26年度の目標値に届きませんが、徐々に工賃は上がっています。

項目	数値	考え方	
目 標	平成25年度の工賃の平均額等、基準となる額	6,118円	平成25年度の工賃平均額
	平成29年度の工賃の平均額	8,211円	平成25年度実績の約34.2%増

障害者総合支援法に基づくサービス事業体系

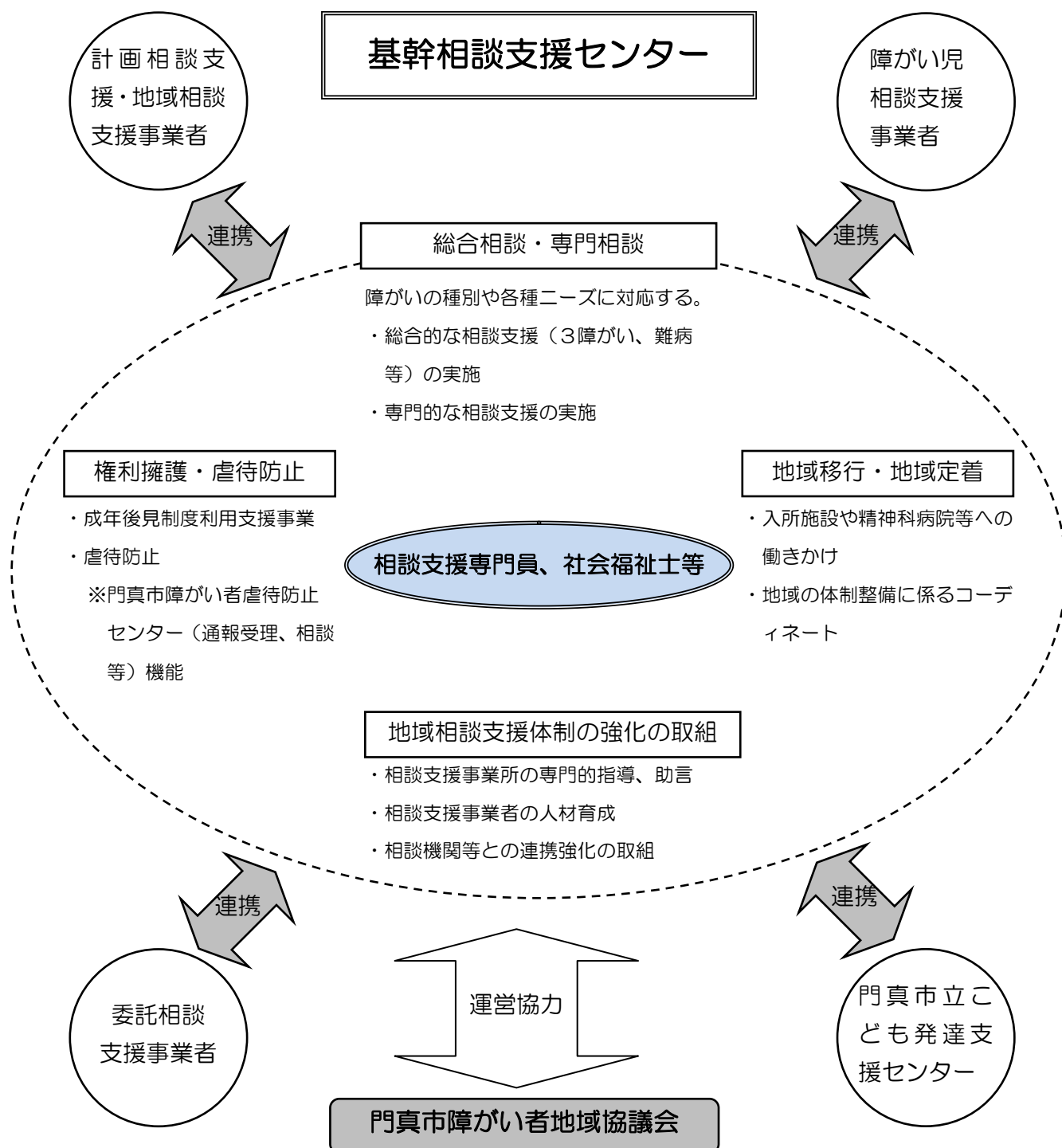
障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

なお、障がいのある子どもに関する障がい児通所支援、相談支援等のサービスは、平成24年4月より大きく再編され、すべて児童福祉法に位置づけられています。



門真市障がい者基幹相談支援センターの役割

障がい者基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割を担い、相談業務（身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等のある人）のワンストップ窓口（総合相談窓口）の他、地域の実情に応じて以下の業務を行います。



障害者総合支援法に基づくサービス利用見込量

(1) 訪問系サービス（月平均）

サービス名		項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	居宅介護	利用者数	人	319	330	341
		利用時間数	時間	5,455	5,605	5,754
	重度訪問介護	利用者数	人	12	13	14
		利用時間数	時間	660	716	771
	同行援護	利用者数	人	70	70	71
		利用時間数	時間	1,190	1,190	1,207
	行動援護	利用者数	人	15	15	17
		利用時間数	時間	280	280	316

(2) 日中活動系サービス（月平均）

サービス名		項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	生活介護	利用者数	人	294	307	320
		利用日数	人日	4,578	4,771	4,969
	療養介護	利用者数	人	17	17	17
	短期入所	利用者数	人	96	99	102
利用日数		人日	235	241	250	
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	利用者数	人	13	15	16
		利用日数	人日	193	223	240
	就労移行支援	利用者数	人	52	58	63
		利用日数	人日	676	752	816
	就労継続支援(A型)	利用者数	人	30	37	44
		利用日数	人日	396	487	578
	就労継続支援(B型)	利用者数	人	246	259	271
		利用日数	人日	3,632	3,843	4,037

(3) 居住系サービス（月平均）

サービス名		項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	施設入所支援	利用者数	人	90	89	87
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人	127	138	149

(4) 計画相談支援・地域相談支援（月平均）

サービス名		項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援(サービス利用支援・継続サービス利用支援)		利用者数	人	268	187	197
地域相談支援	地域移行支援	利用者数	人	9	13	17
	地域定着支援	利用者数	人	7	9	12

地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

事業名		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
修・啓 理・解 啓・啓 発・発 事・事 業・業 研	障がい者週間キャンペーン	有無	有	有	有	
	エルフェスタ	有無	有	有	有	
	ふれあいコーナー	有無	有	有	有	
	きらめきアートフェスタ	有無	有	有	有	
※1	障がい者(児)団体補助	有無	有	有	有	
援 相 事 談 業 支	障がい者相談支援事業	箇所	3	3	3	
	基幹相談支援センター	有無	有	有	有	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業		人/年	3	4	5	
成年後見制度法人後見支援事業		有無	無	無	有	
支 意 援 思 事 疎 業 通	手話通訳者派遣事業	人/年	15	16	17	
	要約筆記者派遣事業	人/年	2	3	4	
	手話通訳者設置事業	人/年	2	2	2	
給 日 付 常 等 生 事 活 業 用 具	介護・訓練支援用具	件	13	14	15	
	自立生活支援用具	件	44	45	46	
	在宅療養等支援用具	件	23	24	25	
	情報・意思疎通支援用具	件	209	239	279	
	排泄管理支援用具	件	1,085	1,105	1,125	
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	6	8	10	
手話奉仕員養成研修事業		修了者数	21	21	21	
移動支援事業(年間)		利用者数	人	393	416	439
		利用時間数	時間	41,784	44,446	47,108
セ 地 ン タ 域 ー 活 事 動 業 支 援	基礎的事業	設置箇所数	箇所	2	2	2
		利用者数	人	38	38	38
	機能強化事業 地域活動支援センターⅠ型	設置箇所数	箇所	1	1	1
		利用者数	人	20	20	20
	機能強化事業 地域活動支援センターⅡ型	設置箇所数	箇所	1	1	1
		利用者数	人	18	18	18

注)※1:自発的活動支援事業

(2) 任意事業

任意事業のうち、本市においては、以下の事業を実施します。

事業名	事業概要
日中一時支援事業	● 日常生活支援の1事業として、介護者等が介護できないとき又は一時的な休息のため(一時的利用)及び介護者等の就労支援のためのタイムケア(定期的利用)で、障がいのある人の日中活動の場を提供します。
視覚障がい者に対する発送文書の点字情報サービス事業	● 社会参加支援の1事業として、身体障がい1、2級の視覚障がいのある人の日常生活の不便を軽減するため、視覚障がいのある人に対して発送する文書について、点字情報サービスを実施します。

事業名	事業概要
要約筆記奉仕員養成研修事業	● 社会参加支援の1事業として、要約筆記奉仕員を養成し、聴覚障がいのある人への意思疎通支援を行います。
身体障がい者用自動車改造費助成事業	● 社会参加支援の1事業として、身体障がい1級から6級までのいずれかに該当する人が就労等に伴い、自らが所有し、かつ運転する自動車を改造するために要した費用の一部に対し、助成金を交付します。
身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業	● 社会参加支援の1事業として、身体障がい1級から4級までのいずれかに該当する人が自動車運転免許を取得するために要した費用の一部に対し、助成金を交付します。
障がい者選挙投票支援事業	● 社会参加支援の1事業として、公職選挙法に定めるところにより行われる選挙の投票において、適切な付き添いをする者がいないため、投票に支障をきたしている障がいのある人に対して、投票所への移動支援を行うことにより、障がいのある人の選挙権の行使及び社会参加を促進します。
成年後見制度普及啓発事業	● 権利擁護支援の1事業として、基幹相談支援センターが中心となって、成年後見制度の利用促進のための普及啓発を行います。
障がい者虐待防止対策支援事業	● 権利擁護支援の1事業として、障がい者虐待の防止、早期発見による被害拡大の防止を図るため、基幹相談支援センターが中心となって、支援体制の充実及び関係機関等との連携を図ります。また、一時避難場所の確保及び専門的な対応が必要な場合には、社会福祉士や弁護士に助言を求める体制を整備します。

(3) 市独自事業

本市独自事業として、以下の事業を実施します。

事業名	事業概要
重度身体障がい者福祉電話の貸与等事業	● 外出困難な重度の身体障がいのある人に対し、市が電話加入権を有する電話を貸与し、又は電話使用料の一部を市が負担することにより、重度の身体障がいがある人とのコミュニケーション及び緊急連絡の手段を確保することで、重度の身体障がいのある人の福祉の増進を図ります。
重度障がい者等住宅改造事業助成事業	● 重度障がいのある人が住み慣れた自宅において安心して生活ができるよう、居住する住宅の改造を行う場合に、その世帯に対して、住宅改造費用の一部を助成することで重度障がいのある人の生活の利便性の向上を図ります。
在宅障がい者配食サービス事業	● 食事づくりが困難な在宅の重度障がいのある人に対して、栄養のバランスの摂れた食事の定期的な提供を通じて、健康の維持、疾病の予防、「食」の自立等を図るとともに、配食時に安否確認等を実施することで、障がいのある人の在宅生活を支援します。
精神障がい者グループワーク事業	● 市内に居住する精神障がいのある人等が抱える課題に取り組み、克服できるよう、グループ活動を通じて必要な助言・援助を行います。
重度障がい者訪問看護利用料助成事業	● 居宅において療養が必要な重度障がいのある人に対し、訪問看護の利用を促進し、在宅医療及び福祉の推進を図るため、訪問看護利用料の助成金を交付します。
難聴児特別補聴器給付事業	● 言語及び生活能力向上のため、身体障がい者手帳の交付に該当しない聴力レベルの学齢児に対して、補聴器の購入基準額の3分の2について助成します。
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	● 本人若しくは家族の負担を軽減するために、小児慢性特定疾患児が必要とする日常生活用具の給付に係る購入費用の一部を助成します。
高齢者等緊急通報装置の貸与事業	● 高齢者（おおむね65歳以上の人）及び重度身体障がいのある人に対し、簡単な操作により第三者に通報することができる緊急通報装置を貸与することで、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。

児童福祉法に基づくサービス利用見込量

児童福祉法に基づくサービスの見込量（月平均）は、以下のとおりです。

サービス名		項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
通所支援 障がい児	児童発達支援・医療型 児童発達支援	利用者数	人	100	105	110
		利用日数	人日	880	924	966
	放課後等デイサービス	利用者数	人	100	110	120
		利用日数	人日	1,200	1,320	1,440
	保育所等訪問支援	利用者数	人	9	12	15
支援相談	障がい児相談支援	利用者数	人	18	21	23

計画の推進に向けて

計画の推進に向けて、次のような分野の取組を行います。

■相談支援・ケアマネジメント体制の充実

- ① 相談支援事業の充実
- ② ケアマネジメント体制の充実
- ③ 門真市障がい者地域協議会の機能強化

■人権の尊重と権利擁護の推進

- ① 障がいや障がいのある人に対する理解の促進
- ② 障がいのある人の虐待防止の推進
- ③ 権利擁護の充実

■障がいのある人の雇用・就労の促進

- ① 障がいのある人の雇用の促進
- ② 市役所における取組の推進

■サービスの確保と人材の確保

- ① サービスの確保
- ② 人材の確保と資質の向上

■計画の推進体制

① 計画の広報・周知

市民がこの計画について、あるいは障がいのある人をめぐる制度の動向について理解を深め、門真市第3次障がい者計画においてめざすべき将来像「一人ひとりの自立を支え合い、共に生きるまち門真」を実現できるよう、広報やホームページ等による周知や情報提供を図ります。

② 関係各課・関係機関との連携

この計画の目標や見込量を達成するためには、障がい福祉サービスをはじめ就労・雇用、教育等関連分野との連携が特に重要であることから、庁内の関係各課との連携・調整を一層進めるとともに、医療機関や保健福祉機関、教育機関、就労機関等との連携強化を図り、実効性を高めるように努めます。

また、上位・関連計画や、今後策定される計画との連携を図り、社会経済環境や住民ニーズの変化に対応した適切な事業の推進を図ります。

③ 国、府、近隣市との連携

この計画の内容は、本市単独で達成できないものも含まれています。

国、大阪府の事業や施設を利用することが必要なものや、近隣の自治体と協働することにより、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細かなサービスの提供に努めます。

④ 専門的人材の育成・確保

この計画の目標や見込量を達成するためには、今後ますます増大・高度化するニーズに対応できるよう、保健福祉サービス等を担当する専門職員の育成・確保、資質の向上に努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者をはじめとする人材の確保に取り組みます。

⑤ 計画の点検及び評価（PDCAサイクル）

この計画を着実に進めるため、計画策定において組織した「門真市障がい福祉計画作成委員会」を、計画に基づく目標値や見込量の達成状況の点検・評価組織とします。

また、これまでと同様に「門真市障がい者地域協議会」において、計画の点検・評価を行うとともに、計画を進める上での課題の検討や調整等を進めます。

なお、この計画の点検・評価にあたっては、【Plan（計画）】⇒【Do（実施）】⇒【Check（点検・評価）】⇒【Action（改善）】⇒【Plan（見直し）】のPDCAサイクルにより、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量等について、施設入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるかなど、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価する適切な進行管理を行っていきます。

